

(別表2)

不利益処分に係る処分基準

(平成27年10月1日作成)

法令名	学校教育法
根拠条項	第13条
処分の概要	学校の閉鎖命令
法令の定め	第4条第1項各号に掲げる学校が次の各号のいずれかに該当する場合には、それぞれ同項各号に定める者は、当該学校の閉鎖を命ずることができる。 1 法令の規定に故意に違反したとき 2 法令の規定によりその者がした命令に違反したとき 3 6箇月以上授業を行わなかったとき
処分基準	処分に係る事例が極端に少ないことから、あらかじめ基準を定めることが困難であるため、定めていない。
処分担当課	総務部法務・法人局学事課中高専修学校グループ（電話番号：011-231-4111 内線22-513） 〃 企画幼稚園グループ（電話番号：011-231-4111 内線22-518）
問い合わせ先	同上
備考	http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sm/gkj/

法令名	学校教育法
根拠条項	第133条第1項
処分の概要	専修学校の閉鎖命令
法令の定め	<p>第13条 第4条第1項各号に掲げる学校が次の各号のいずれかに該当する場合には、それぞれ同項各号に定める者は、当該学校の閉鎖を命ずることができる。</p> <ol style="list-style-type: none">1 法令の規定に故意に違反したとき2 法令の規定によりその者がした命令に違反したとき3 6箇月以上井授業を行わなかったとき <p>第133条第1項 第5条、第6条、第9条から第12条まで、第13条第1項、第14条及び第42条から第44条までの規定は専修学校に、第105条の規定は専門課程を置く専修学校に準用する。(以下略)</p>
処分基準	処分に係る事例がないことから、あらかじめ基準を定めることが困難であるため、定めていない。
処分担当課	総務部法務・法人局学事課中高専修学校グループ (電話番号: 011-231-4111 内線22-521)
問い合わせ先	同上
備考	http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sm/gkj/

法令名	学校教育法
根拠条項	第134条第2項
処分の概要	各種学校の閉鎖命令
法令の定め	<p>第13条</p> <p>第4条第1項各号に掲げる学校が次の各号のいずれかに該当する場合には、それぞれ同項各号に定める者は、当該学校の閉鎖を命ずることができる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 法令の規定に故意に違反したとき 2 法令の規定によりその者がした命令に違反したとき 3 6箇月以上授業を行わなかったとき <p>第134条第2項</p> <p>第4条第1項前段、第5条から第7条まで、第9条から第11条まで、第13条第1項、第14条及び第42条から第44条までの規定は、各種学校に準用する。(以下略)</p>
処分基準	処分に係る事例がないことから、あらかじめ基準を定めることが困難であるため、定めていない。
処分担当課	総務部法務・法人局学事課中高専修学校グループ（電話番号：011-231-4111 内線22-521）
問い合わせ先	同上
備考	http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sm/gkj/

法令名	学校教育法
根拠条項	第136条第2項
処分の概要	無許可教育施設への教育停止命令
法令の定め	<p>第136条第1項 都道府県の教育委員会（私人の経営に係るものにあつては、都道府県知事）は、学校以外のもの又は専修学校若しくは各種学校以外のものが専修学校又は各種学校の教育を行うものと認める場合においては、関係者に対して、一定の期間内に専修学校設置又は各種学校設置の認可を申請すべき旨を勧告することができる。ただし、その期間は、一箇月を下ることができない。</p> <p>第136条第2項 都道府県の教育委員会（私人の経営に係るものにあつては、都道府県知事）は、前項に規定する関係者が、同項の規定による勧告に従わず引き続き専修学校若しくは各種学校の教育を行っているとき、又は専修学校設置若しくは各種学校設置の認可を申請したがその認可が得られなかった場合において引き続き専修学校若しくは各種学校の教育を行っているときは、当該関係者に対して、当該教育をやめるべき旨を命ずることができる。</p>
処分基準	処分に係る事例がないことから、あらかじめ基準を定めることが困難であるため、定めていない。
処分担当課	総務部法務・法人局学事課中高専修学校グループ（電話番号：011-231-4111 内線22-521）
問い合わせ先	同上
備考	http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sm/gkj/

(別表2)

不利益処分に係る処分基準

(平成27年10月1日作成)

法令名	私立学校法
根拠条項	第60条第1項
処分の概要	学校法人への措置命令
法令の定め	所轄庁は、学校法人が、法令の規定、法令の規定に基づく所轄庁の処分若しくは寄付行為に違反し、又はその運営が著しく適正を欠くと認めるときは、当該学校法人に対し、期限を定めて、違反の停止、運営の改善その他必要な措置をとるべきことを命ずることができる。
処分基準	処分に係る事例がないことから、あらかじめ基準を定めることが困難であるため、定めていない。
処分担当課	総務部法務・法人局学事課中高専修学校グループ（電話番号：011-231-4111 内線22-513） 〃 企画幼稚園グループ（電話番号：011-231-4111 内線22-518）
問い合わせ先	同上
備考	http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sm/gkj/

(別表2)

不利益処分に係る処分基準

(平成27年10月1日作成)

法令名	私立学校法
根拠条項	第60条第9項
処分の概要	学校法人の役員解任勧告
法令の定め	学校法人が、第一項の規定による措置命令に従わないときは、所轄庁は、当該学校法人に対し、役員解任を勧告することができる。
処分基準	処分に係る事例がないことから、あらかじめ基準を定めることが困難であるため、定めていない。
処分担当課	総務部法務・法人局学事課中高専修学校グループ（電話番号：011-231-4111 内線22-513） 〃 企画幼稚園グループ（電話番号：011-231-4111 内線22-518）
問い合わせ先	同上
備考	http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sm/gkj/

(別表2)

不利益処分に係る処分基準

(平成27年10月1日作成)

法令名	私立学校法
根拠条項	第61条第1項
処分の概要	学校法人の収益事業の停止命令
法令の定め	<p>所轄庁は、第26条第1項の規定により収益を目的とする事業を行う学校法人につき、次の各号の一に該当する事由があると認められるときは、当該学校法人に対して、その事業の停止を命じることができる。</p> <ol style="list-style-type: none">1 当該学校法人が寄付行為で定められた事業以外の事業を行うこと。2 当該学校法人が当該事業から生じた収益をその設置する私立括弧の経営の目的以外の目的に使用すること。3 当該事業の継続が当該学校法人の設置する私立学校の教育に支障があること。
処分基準	処分に係る事例がないことから、あらかじめ基準を定めることが困難であるため、定めていない。
処分担当課	総務部法務・法人局学事課中高専修学校グループ（電話番号：011-231-4111 内線22-513） 〃 企画幼稚園グループ（電話番号：011-231-4111 内線22-518）
問い合わせ先	同上
備考	http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sm/gkj/

(別表2)

不利益処分に係る処分基準

(平成27年10月1日作成)

法令名	私立学校法
根拠条項	第62条第1項
処分の概要	学校法人の解散命令
法令の定め	所轄庁は、学校法人が法令の規定に違反し、又は法令の規定に基く所轄庁の処分に違反した場合においては、他の方法により監督の目的を達することができない場合に限り、当該学校法人に対して、解散を命ずることができる。
処分基準	処分に係る事例が極端に少ないことから、あらかじめ基準を定めることが困難であるため、定めていない。
処分担当課	総務部法務・法人局学事課中高専修学校グループ（電話番号：011-231-4111 内線22-513） 〃 企画幼稚園グループ（電話番号：011-231-4111 内線22-518）
問い合わせ先	同上
備考	http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sm/gkj/

(別表2)

不利益処分に係る処分基準

(平成27年10月1日作成)

法令名	私立学校法
根拠条項	第64条第5項
処分の概要	準学校法人の収益事業の停止命令及び解散命令
法令の定め	<p>第61条第1項(第3章第5節)</p> <p>所轄庁は、第26条第1項の規定により収益を目的とする事業を行う学校法人につき、次の各号の一に該当する事由があると認めるときは、当該学校法人に対して、その事業の停止を命じることができる。(以下略)</p> <p>第64条第4項</p> <p>専修学校又は各種学校を設置しようとする者は、専修学校又は各種学校の設置のみを目的とする法人を設立することができる。</p> <p>第64条第5項</p> <p>第3章の規定(同章に関する罰則の規定を含む。)は、前項の法人に準用する。この場合において、同章の規定中「私立学校」とあるのは、「私立専修学校又は私立各種学校」と読み替えるものとする。</p>
処分基準	処分に係る事例がないことから、あらかじめ基準を定めることが困難であるため、定めていない。
処分担当課	総務部法務・法人局学事課中高専修学校グループ(電話番号:011-231-4111 内線22-521)
問い合わせ先	同上
備考	http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sm/gkj/

(別表2)

不利益処分に係る処分基準

(平成27年10月1日作成)

法令名	宗教法人法
根拠条項	第79条第1項
処分の概要	公益事業以外の事業の停止命令
法令の定め	所轄庁は、宗教法人が行う公益事業以外の事業について第6条第2項の規定に違反する事実があると認めるときは、当該宗教法人に対し、1年以内の期間を限りその事業の停止を命ずることができる。
処分基準	法令の規定により処分の基準が明白であることから、定めていない。
処分担当課	総務部法務・法人局学事課中高専修学校グループ（電話番号：011-231-4111 内線22-514）
問い合わせ先	同上
備考	http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sm/gkj/

(別表2)

不利益処分に係る処分基準

(平成27年10月1日作成)

法令名	宗教法人法
根拠条項	第80条第1項
処分の概要	規則、合併の認証の取消
法令の定め	所轄庁は、第14条第1項又は第39条第1項の規定による認証をした場合において、当該認証に係る事案が第14条第1項第1号又は第39条第1項第3号に掲げる要件を欠いていることが判明したときは、当該認証に関する認証書を交付した日から1年以内に限り、当該認証を取り消すことができる。
処分基準	法令の規定により処分の基準が明白であることから、定めていない。
処分担当課	各総合振興局（振興局）総務課
問い合わせ先	同上
備考	http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sm/gkj/

(別表2)

不利益処分に係る処分基準

(平成27年10月1日作成)

法令名	激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律
根拠条項	第17条第3項
処分の概要	学校法人の収容定員超過是正命令
法令の定め	私立学校振興助成法第12条から第13条まで並びにこれらの規定に係る同法附則第2条第1項及び第2項の規定は、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第17条第1項の規定により国が補助する場合について準用する。
処分基準	処分に係る事例がないことから、あらかじめ基準を定めることが困難であるため、定めていない。
処分担当課	総務部法務・法人局学事課中高専修学校グループ（電話番号：011-231-4111 内線22-513） 〃 企画幼稚園グループ（電話番号：011-231-4111 内線22-518）
問い合わせ先	同上
備考	http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sm/gkj/

(別表2)

不利益処分に係る処分基準

(平成27年10月1日作成)

法令名	私立学校振興助成法
根拠条項	第12条第2号
処分の概要	学校法人の収容定員超過是正命令
法令の定め	第12条 所轄庁は、この法律の規定により助成を受ける学校法人に対して、次の各号に掲げる権限を有する。 2 当該学校法人が、学則に定めた収容定員を著しく超えて入学又は入園させた場合において、その是正を命令すること。
処分基準	処分に係る事例がないことから、あらかじめ基準を定めることが困難であるため、定めていない。
処分担当課	総務部法務・法人局学事課中高専修学校グループ（電話番号：011-231-4111 内線22-513） // 企画幼稚園グループ（電話番号：011-231-4111 内線22-518）
問い合わせ先	同上
備考	http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sm/gkj/

(別表2)

不利益処分に係る処分基準

(平成27年10月1日作成)

法令名	私立学校振興助成法
根拠条項	第16条
処分の概要	準学校法人の収容定員超過是正命令等
法令の定め	<p>第12条 所轄庁は、この法律の規定により助成を受ける学校法人に対して、次の各号に掲げる権限を有する。</p> <p>2 当該学校法人が、学則に定めた収容定員を著しく超えて入学又は入園させた場合において、その是正を命令すること。</p> <p>第16条 私立学校振興助成法第3条、第10条及び第12条から第13条までの規定は、私立学校法第64条第4項の法人に準用する。</p>
処分基準	処分に係る事例がないことから、あらかじめ基準を定めることが困難であるため、定めていない。
処分担当課	総務部法務・法人局学事課中高専修学校グループ（電話番号：011-231-4111 内線22-521）
問い合わせ先	同上
備考	http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sm/gkj/